

真庭市内の公共建築物における真庭産材等の利用の促進に関する方針

平成 23 年 3 月 28 日

第 1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に即し、「真庭市内の公共建築物における真庭産材等の利用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第 2 基本的事項

1 真庭産材等の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいい（公共団体以外の者が整備する建築物も含む。）、当該建築物を整備する者は、国県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木造化に努め真庭産材等の積極的な利用に努めるものとする。

真庭産材とは市内の製材業者が製材した木材をいう。

2 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての真庭産材等の利用促進を図るものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難な場合も、内装等の木質化に努めるものとする。

(2) 公共工事

真庭産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、国県並びにこの方針に沿った木材を原材料としたもの、また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努めるものとする。

第 3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

真庭市が整備する公共施設や公共工事における木材の利用の促進については、

平成19年9月に策定（平成23年3月改訂）した「真庭市有施設の木材利用指針」によるものとする。

第4 その他、公共建築物における木材の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

真庭市は、法及び国県並びにこの方針を効果的に推進するため、県、市、森林組合、森林事業体、木材市場、素材生産業者等で構成されている、真庭システム協議会において、連絡調整等を行う。